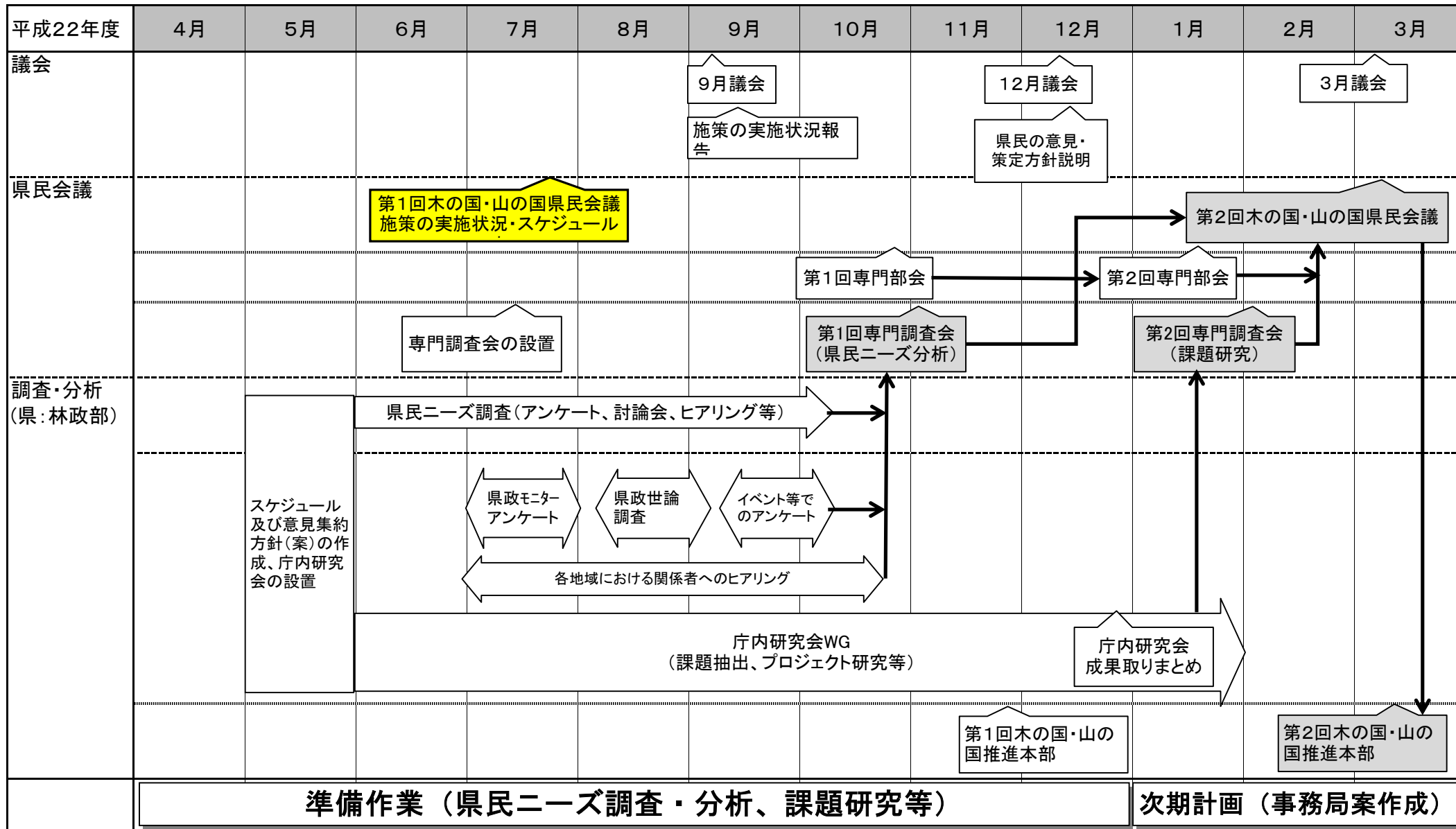


新たな「岐阜県森林づくり基本計画」の策定スケジュール（案）

資料5-1

策定時期 平成23年12月
 計画期間 平成24年度～平成28年度



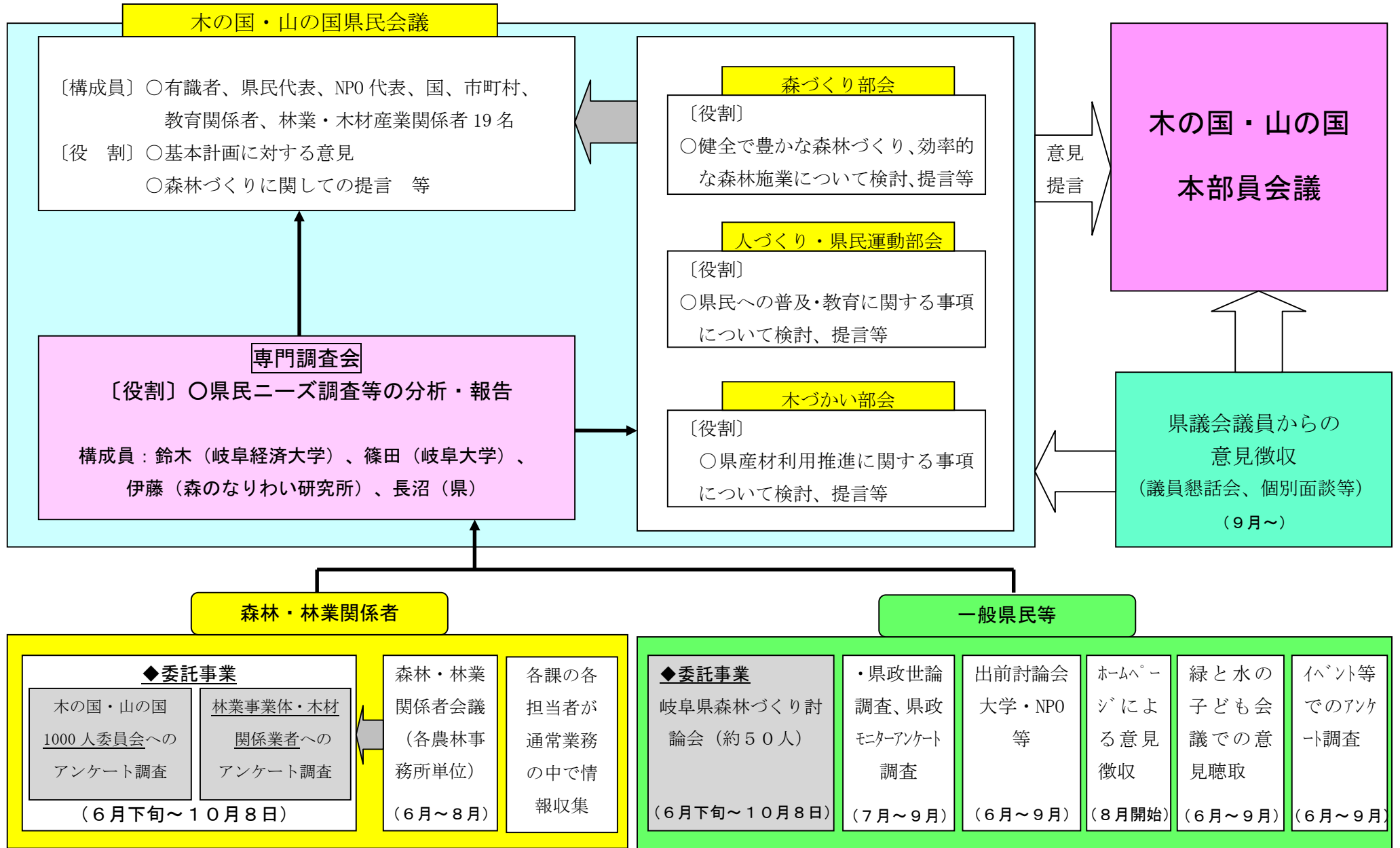
新たな「岐阜県森林づくり基本計画」の策定スケジュール（案）

策定時期 平成23年12月
 計画期間 平成24年度～平成28年度

平成23年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
議会			6月議会			9月議会		12月議会	
						施策の実施状況報告			
						次期基本計画 (骨子案)説明		次期基本計画 策定議案上程	
県民会議						パブリック コメント			
			第1回木の国・山の国県民会議 事務局案提示		第2回木の国・山の国県民会議		第3回木の国・山の国県民会議		
		第1回専門部会		第2回専門部会		第3回専門部会			
県(林政部)							市町村長意見照会		
		第1回木の国・山の国推進本部 事務局案提示		第2回木の国・山の国推進本部		第3回木の国・山の国推進本部			
	次期計画（事務局案）		次期計画（骨子案）			次期計画（案）			

新たな「岐阜県森林づくり基本計画」の策定

○県民ニーズ調査と「専門調査会」の設置について



岐阜県木の国・山の国県民会議「専門調査会」設置要綱（案）

（目的）

第1条 次期「岐阜県森林づくり基本計画」策定に向けた県民ニーズ調査等の結果を分析し、岐阜県木の国・山の国県民会議（以下「県民会議」という。）へ報告することを目的として、県民会議の中に「専門調査会」を設置する。

（所掌事項）

第2条 専門調査会は、次期基本計画策定に向けて一般県民の方々や森林・林業関係者等から収集した意見を分析する。

2 前条において分析した結果を基に課題等を抽出し、県民会議に報告する。

（組織）

第3条 専門調査会の構成員は、別表1の者をもって充てる。

（会議）

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 専門調査会の事務局は、林政課森林づくり担当に置く。

附則

この要綱は、平成22年7月 日から施行する。

別表1（第3条関係）

役職名	氏名	摘要
岐阜経済大学地域連携推進センター長	鈴木 誠	会長
岐阜大学総合情報メディアセンター教授	篠田 成郎	
森のなりわい研究所代表	伊藤 栄一	
林政課技術総括監	長沼 隆	オブザーバー